

# 役員・評議員及び評議員選任解任委員の 報酬等に関する規程

社会福祉法人 春友会

## 役員・評議員及び評議員選任解任委員の報酬等に関する規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人春友会の役員・評議員及び評議員選任解任委員の報酬等について定めるものである。

### （定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### （理事会・評議員会及び評議員選任解任委員会の出席報酬等）

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

### （役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 外部委員が評議員選任解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### （監事の報酬等）

第5条 監事が理事会・評議員会及びに出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条3項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会

出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条３項の報酬はこれを支払わないものとする。

- ３ 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第６条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬（日当）及び旅費等を支給することができる。

- ２ 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。
- ３ 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- ４ 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- ５ 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第７条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第８条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- １ この規程は、平成２２年 ２月１８日より適用する。
- ２ この規程は、平成２９年 ４月 １日より適用する。  
ただし、第３条第３項及び第４条第４項については、この規定にかかわらず平成２９年１月１日より適応する。

別表 1（日額）

| 名 称             | 報 酬        |
|-----------------|------------|
| 理 事 会 出 席 報 酬   | 5, 0 0 0 円 |
| 評 議 会 出 席 報 酬   | 5, 0 0 0 円 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬 | 8, 0 0 0 円 |

別表 2（日額）

| 名 称               | 報 酬        |
|-------------------|------------|
| 理 事 長 業 務 報 酬 等   | 5, 0 0 0 円 |
| 理事及び評議員業務報酬等      | 5, 0 0 0 円 |
| 監 事 監 査 指 導 報 酬 等 | 8, 0 0 0 円 |
| 外 部 委 員 業 務 報 酬 等 | 8, 0 0 0 円 |

別表 3（日額）

|         | 旅 費 | 宿泊費 | 宿泊（日当）       | 日帰（日当）     |
|---------|-----|-----|--------------|------------|
| 理 事 長   | 実 費 | 実 費 | 1 0, 0 0 0 円 | 3, 0 0 0 円 |
| 理事及び評議員 | 実 費 | 実 費 | 5, 0 0 0 円   | 2, 0 0 0 円 |
| 監 事     | 実 費 | 実 費 | 5, 0 0 0 円   | 2, 0 0 0 円 |

（源泉税別途加算）